

国民年金基金

自営業などの方々のために、老齢基礎年金に上乗せして、より豊かなセカンドライフを保障する公的な年金制度です。

1 全建総連 国民年金基金のメリット

◆掛金は全額所得控除、受け取る年金にも控除が適用

掛金は全額“社会保険料控除”となり、税金が軽減されます。

◆掛け捨てにならない公的年金

給付は、年金または死亡した場合の遺族一時金です。

◆所得の変動に柔軟に対応

2口目以降の加入口数は、ご希望により増減できます。
(増口は年度内に1回、減口は随時)

どんなメリットがあるの？

年金を受け取る将来も、掛金を支払う現在もメリットがあります。

2 全建総連 国民年金基金のしくみ

加入できるのはどんな人

- 国民年金の第1号被保険者で、20歳以上～60歳未満の方。
- 国民年金基金に加入した方は、国民年金の付加年金の保険料(月額400円)を納付することができません。
- 国民年金本体の保険料を納めている方。
- 地域型や他の職能型の国民年金基金に加入していない方。

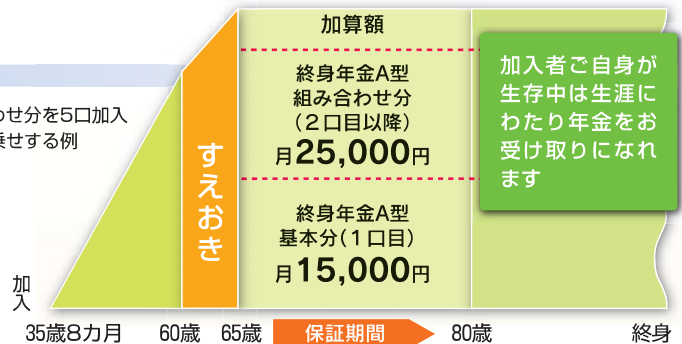
国民年金の保険料を免除申請された場合、基金の加入員資格喪失となり、脱退手続きをとっていただく必要があります。改めて国民年金の支払いを開始された場合は再加入できます。

3 国民年金基金加入例

35歳男性の場合

※基本分プラス組み合わせ分を5口加入して月々4万円を上乗せする例

- 35歳8カ月で加入(男性の場合)
- 国民年金基金に加入して国民年金(基礎年金)に4万円上乗せする場合



ご希望にあわせて
設計書をお作りします

月々の掛金

基本分(1口目)	+	組み合わせ分(2口目以降)	=	24,680円
9,255円		15,425円		

60歳までの支払い掛金総額は7,206,560円(24,680円×24年4カ月)

月々の年金額

基本分(1口目)	+	組み合わせ分(2口目以降)	+	加算額	=	40,680円
15,000円		25,000円				

(年額488,160円)

15年間(保証期間)の受け取り年金合計額

年金年額	×	15年間	=	7,322,400円
488,160円				

●保証期間中に加入者の方が死亡された場合
残りの保証期間の年金に相当する額の遺族一時金が支給されます。

●年金受給前に加入者の方が死亡された場合
遺族一時金が支給されます。ただし加入期間により、遺族一時金の額が払い込み掛金額を下回る場合があります。



全国建設技能者国民年金基金

☎03(3200)6259 0120(66)4165



携帯からでもOKです

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-7-15 全建総連会館内

URL ● <http://www2.odn.ne.jp/haq53360>

e-mail ● haq53360@star.odn.ne.jp